

「特別養護老人ホーム 三喜」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています
(宮城県指定 第 0470701335 号)

当施設はご契約者に対してユニット型指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当施設への入居は、要介護認定の結果『要介護3～5と認定された方』及び『要介護1・2と判定され、かつ特例入所の要件に該当すると判断される方』が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	2
3. 施設の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
6. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）	10
7. 残置物引取人	13
8. 苦情の受付について	13

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 清恵会 |
| (2) 法人所在地 | 大分県別府市大字鶴見字前田1725番地 |
| (3) 電話番号 | 0977(27)2222 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 長浦文夫 |
| (5) 設立年月日 | 平成9年9月8日 |

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 ユニット型指定介護老人福祉施設
令和4年3月5日指定 宮城県 0470701335 号
- (2) 施設の目的 ユニット型指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むため必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、ユニット型指定介護老人福祉施設を提供いたします。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 三喜
- (4) 施設の所在地 宮城県名取市関上中央一丁目39番地の2
- (5) 電話番号 022(393)8826
FAX番号 022(385)8050
- (6) 施設長(管理者)氏名 金子 惠理子
- (7) 当施設の運営方針
- ①当施設は、施設福祉サービス計画に基づき、ご契約者が可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置き、施設において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話をを行うことにより、ご契約者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう支援することをめざす。
- (8) 開設年月 令和4年3月5日
- (9) 入居定員 80人

3. 施設の概要

- (1) 名称 特別養護老人ホーム 三喜
敷地 7,500.14㎡
建物構造 鉄筋コンクリート造4階建
延床面積5,610.76㎡
利用定員 80名

(2) 居室及び主な設備

居室の種類	数	備 考
全室個室	80	1人あたり13.29㎡以上
主な設備	数	備 考
医務室	1	医務室1、医務倉庫1
食堂	8	
洗面所	80	
便所	32	
浴室	10	特別浴室2箇所、介助浴室8箇所

※上記は、厚生労働省が定める基準により、ユニット型指定介護老人福祉施設に設置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対してユニット型指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名
2. 介護職員	23.7名
3. 生活相談員	1名
4. 看護職員	3名
5. 機能訓練指導員	1名
6. 介護支援専門員	1名
7. 配置医	必要数
8. 管理栄養士	1名

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	毎週1回 2時間程度
2. 介護職員	7:00～16:00 7:30～16:30 9:00～18:00 9:30～18:30 12:00～21:00 12:30～21:30 20:30～7:30 21:00～8:00
3. 看護職員	7:00～16:00 7:30～16:30 8:00～17:00 9:00～18:00 10:00～19:00 11:00～20:00
4. 機能訓練指導員	週1日 10:00～11:00

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- ・利用料金が介護保険から給付される場合
- ・利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①入浴

- ・入浴については、可能な限り入居者の希望にあわせます。清拭は身体状況等により行います。

- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

②排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④健康管理

- ・配置医や看護職員が、健康管理を行います。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金＞（契約書第5条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

（1）基本サービス

要介護認定	単位数	1か月費用（30日間の費用の目安）	
		費用総額※1	自己負担額 （1割の場合）※2
要介護1	<u>670単位</u>	<u>201,000円</u>	<u>20,100円</u>
要介護2	<u>740単位</u>	<u>222,000円</u>	<u>22,200円</u>
要介護3	<u>815単位</u>	<u>244,500円</u>	<u>24,450円</u>
要介護4	<u>886単位</u>	<u>265,800円</u>	<u>26,580円</u>
要介護5	<u>955単位</u>	<u>286,500円</u>	<u>28,650円</u>

（2）加算サービス

加算内容	単位数	1か月費用（30日間の費用の目安）	
		費用総額※1 （左記サービス利用の場合）	自己負担額 （1割の場合）※2
初期加算	30単位/日	9,000円	900円
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46単位/日	13,800円	1,380円

<u>サービス提供体制強化加算Ⅱ</u>	<u>18単位/日</u>	<u>5,400円</u>	<u>540円</u>
<u>サービス提供体制強化加算Ⅲ</u>	<u>6単位/日</u>	<u>1,800円</u>	<u>180円</u>
夜勤職員配置加算(Ⅱ)ユニット型	18単位/日	5,400円	540円
外泊加算(1日あたりの費用。1か月最大6日まで)			
	246単位/回	2,460円	246円
看護体制加算			
(Ⅰ)口	4単位/日	1,200円	120円
(Ⅱ)口	8単位/日	2,400円	240円
療養食加算(1日3回、30日分として)			
	6単位/回	5,400円	540円
看取り介護加算(Ⅱ)※3(1日あたりの費用)			
死亡日以前31~45日	72単位/日	720円	72円
死亡日以前4~30日	144単位/日	1,440円	144円
死亡日の前日と前々日	780単位/日	7,800円	780円
死亡日	<u>1,580単位/日</u>	<u>15,800円</u>	<u>1,580円</u>
褥瘡マネジメント加算			
Ⅰ	3単位/月	30円	3円
Ⅱ	13単位/月	130円	13円
再入所時栄養連携加算(1回あたりの費用)			
	200単位/回	2,000円	200円
<u>配置医師緊急時対応加算(1回あたりの費用)</u>			
<u>早朝、夜間</u>	<u>650単位/回</u>	<u>6,500円</u>	<u>650円</u>
<u>深夜</u>	<u>1,300単位/回</u>	<u>13,000円</u>	<u>1,300円</u>
科学的介護推進体制加算			
Ⅰ	40単位/月	400円	40円
Ⅱ	50単位/月	500円	50円
安全対策体制加算			
	入所時20単位	入所時200円	入所時20円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	月間所定単位数(基本サービス+加算サービス)に <u>14.0%</u> を乗じた単位数		
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	月間所定単位数(基本サービス+加算サービス)に <u>13.6%</u> を乗じた単位数		

※1 1単位10円をかけたもので金額を算出しています。

※2 負担割合が1割の場合の例です。ご契約者は負担割合に応じた金額をご負担いただきます。

※3 看取り介護加算は、看取り介護を受けたご契約者が死亡した場合に、死亡月にまとめて算定されます。また、退所した月の翌月に死亡した場合は、翌月に自己負担分が発生します。

☆本表のうち、該当する加算の費用が発生します。また、本表以外の加算についても、報酬単価に合わせて費用が発生する可能性があります。

☆月単位での計算のため端数処理により上記金額に若干の差異が生じます。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をい

ったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆入院中の居住費については、日額3,274円×外泊又入院日数分をお支払いいただきます。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

なお、居住費と食費に関しては、所得の低い方、（利用者負担段階、第1段階、第2段階、第3段階）には負担軽減制度があります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①居住費 日額 3,274円

②食費 日額 1,590円

③特別な食事

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

☆当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

☆ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（朝食8：00～ 昼食12：00～ 夕食18：00～）

④理髪・美容

[理髪サービス]

月に1回、理容師の出張によるサービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：実費

[美容サービス]

月に1回、美容師の出張による美容サービス（調髪、パーマ、洗髪）をご利用

いただけます。

利用料金：実費

⑤貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、特別養護老人ホーム 三喜 預かり金規程のとおりです。

○お預かりするものの範囲：

- ・各種預貯金の通帳
- ・有価証券
- ・各種年金証書及び各種保険等の証書類
- ・印鑑及び印鑑登録カード
- ・前各号に準ずるもので、施設長が特に必要と認めたもの

利用料金：1日当たり50円

⑥レクリエーション

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費

i) 主なレクリエーション行事予定

1月：お正月	2月：節分
3月：ひな祭り	5月：お花見
7月：七夕祭り	9月：敬老会
10月：文化展	12月：クリスマス会、餅つき大会

ii) クラブ活動

書道、茶道、押し花、ちぎり絵

⑦複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

利用料金：モノクロA4・A3 1枚につき20円

カラーA4 1枚につき50円

A3 1枚につき80円

⑧日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担い

ただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑨契約書第19条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日あたり）

ご契約者が、要介護認定で自立 又は要支援と判定された場合	7,000円
その他の場合	要介護度に応じた基本サービス料金 (全額自己負担になります。)

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2箇月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記（1）及び（2）の料金・費用は、1箇月ごとに計算し、ご契約者はこれを郵便局自動引落日（翌月17日）までに間にあうよう支払うものとします。（1箇月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

自動払込

①ゆうちょ銀行からの場合

記号：18110 番号：42642461

口座名称：社会福祉法人清恵会 特別養護老人ホーム 三喜

②他の金融機関からの場合

支店：八一八 預金種目：普通預金 口座番号：4264246

口座名称：社会福祉法人清恵会 特別養護老人ホーム 三喜

(4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、次の協力医療機関において診療を受けることができます。（ただし、下記医療機関での優先的な診療を保証するものではありません。また、次の医療機関での診療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	独立行政法人地域医療機能推進機構 仙台南病院
---------	------------------------

所在地	宮城県仙台市太白区中田町字前沖 1 4 3 番地
診療科	内科・外科・その他
医療機関の名称	医療法人財団明理会 イムス明理会仙台総合病院
所在地	宮城県仙台市青葉区中央 4 丁目 5 番 1 号
診療科	内科・外科・その他

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人恵司会 四郎丸・サトウ歯科
所在地	仙台市太白区四郎丸字渡道 1 3 番地 1

6. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のよう
な事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのよう
な事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退居して
いただくこととなります。（契約書第 1 3 条参照）

- ①要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立、要支援又は要介護 1・2 と判
定され尚かつ特例入所の要件にあたらないと判断される場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉
鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能に
なった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご契約者から退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 1 4 条、第 1 5 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退居を申し出ることができ
ます。その場合には、退居を希望する日の 7 日前（※最大 7 日）までに解約届出書
をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居

することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるユニット型指定介護老人福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）（契約書第16条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退居していただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6箇月以上遅延し、その支払いの催告から10日を経過しても支払いがない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者が連続して3箇月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ご契約者が介護老人保健施設に入居した場合

*** 契約者が病院等に入院された場合の対応について ***（契約書第18条参照）

当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下のとおりです。

- ①検査入院等、短期入院の場合

1 箇月につき 6 日以内（連続して 7 泊、複数の月にまたがる場合は 1 2 泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入居することができます。ただし、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

② 上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3 箇月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入居することができます。ただし、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、上記利用料金をご負担いただきます。

③ 3 箇月以内の退院が見込まれない場合

3 箇月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入居することはできません。

<入院期間中の利用料金>

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

なお、ご契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

(3) 円滑な退居のための援助（契約書第 17 条参照）

ご契約者が当施設を退居する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※ご契約者が退居後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として、ご契約者の退居前後に行った相談援助の内容に応じ、所定の金額をご負担いただきます。

(費用総額) = (相談一回当たり 4,000円～5,000円) × (回数)

(ご契約者負担利用金額) = (上記費用総額) × (負担割合)

7. 残置物引取人（契約書第20条参照）

契約締結にあたり、入居契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入居契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入居契約を締結することは可能です。

8. 苦情の受付について（契約書第22条参照）

(1) 当施設における苦情の受付、事故発生時の対応、第三者評価の実施状況

「苦情の受付」

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕生活相談員 金子 潔美

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

午前9：00～午後5：00

○電話 022（393）8826

○FAX 022（385）8050

また、苦情受付ボックスを窓口に設置しています。

「事故発生時の対応」

サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家庭等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

「第三者評価の実施状況」

提供するサービスの第三者評価は実施していません。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

福祉サービス利用に関する運営適正化委員会	所在地 仙台市青葉区上杉三丁目3番1号 みやぎハートフルセンター4階 電話番号 022(716)9674 FAX 022(716)9298 受付時間 平日9:00~17:00 (祝日と年末年始は休み)
宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護相談室	所在地 仙台市青葉区上杉一丁目2番3号 自治会館6階 電話番号 022(222)7700 FAX 022(222)7260 受付時間 平日9:00~16:00 (祝日と年末年始は休み)

令和 年 月 日

ユニット型指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム 三喜

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、ユニット型指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所

契約者氏名

印

代理人（選任した場合）

代理人住所

代理人氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入居申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造4階建

(2) 建物の延べ床面積 5,610.76㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所]……………令和4年3月5日 宮城県指定 第0470701335号 定員10名

[通所介護]……………開設予定

[居宅介護支援]…開設予定

(4) 施設の周辺環境

名取I.Cに近接し、仙台空港やJR美田園駅からも利用しやすい立地です。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員……………ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員……………ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名の生活指導員を配置しています。

看護職員……………主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。3名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。1名の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。生活相談員が兼ねる場合もあります。1名の介護支援専門員を配置しています。

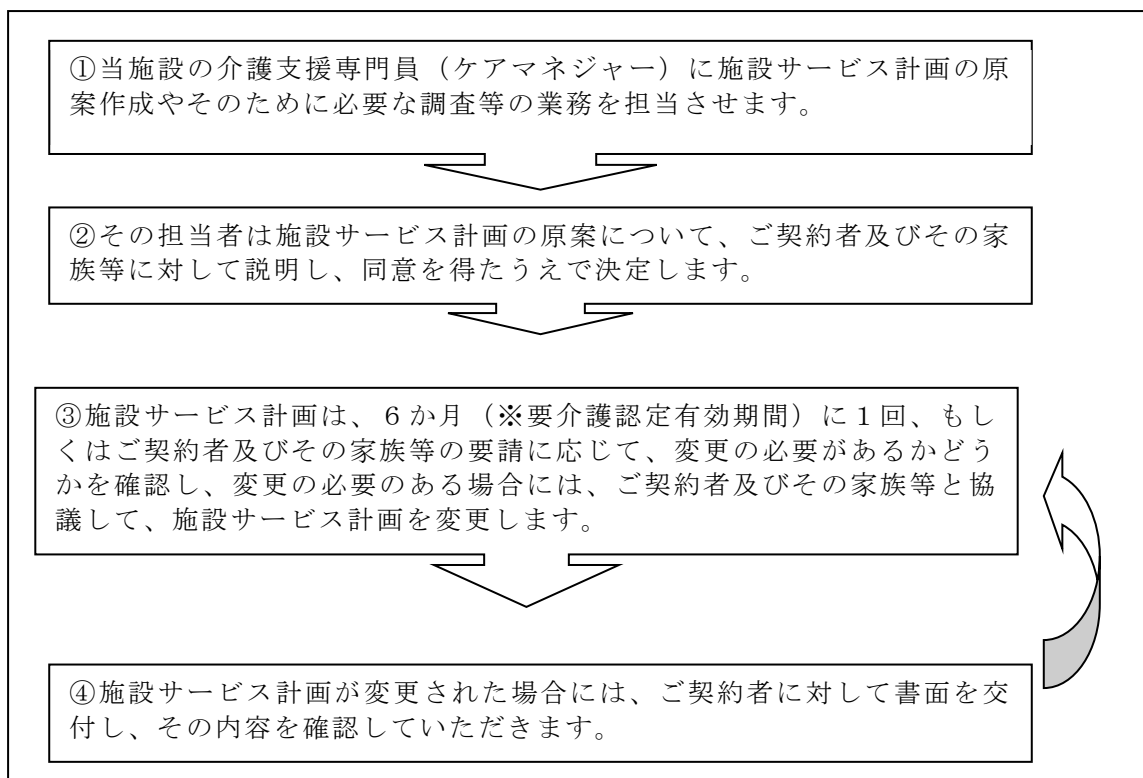
医師……………ご契約者に対して配置医が健康管理及び療養上の指導を行います。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次のとおり行います。

（契約書第2条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、配置医又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得な

い場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者の円滑な退居のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている利用者様との快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）持ち込みの制限

入居にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

ペット、刃物、その他危険物

（2）面会

面会時間 8：30～20：00

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※なお、食中毒等の問題がありますので、飲食物の持ち込みは事務所で申出願います。

（3）外出・外泊（契約書第21条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

ただし、外泊については、1箇月につき連続して7泊、複数の月をまたがる場合には連続して12泊以内とさせていただきます。

（4）食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書5（2）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

（5）施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していた

だくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○感染症等で、隔離させていただくことがあります。他の方の生活もございますので、ご理解ください。

○当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(7) 飲酒

施設内へのアルコール類の持ち込み及び飲酒はできません。

6. 損害賠償について（契約書第10条、第11条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。